

災害時におけるカーシェアリング用電気自動車からの電力供給等に関する協定書

狛江市（以下「市」という。）、タイムズ24株式会社（以下「タイムズ24」という。）及びタイムズモビリティ株式会社（以下「タイムズモビリティ」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内に地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、市とタイムズ24で締結した令和2年3月27日付け行政財産賃貸借契約書（以下「契約書」という。）特記仕様書18（3）の規定に基づき、タイムズ24が管理運営する「タイムズ狛江市役所駐車場」に設置しているタイムズモビリティ所有のカーシェアリング用電気自動車（以下「電気自動車」という。）から電力の供給を行うこと（以下「給電業務」という。）及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 市は、災害による大規模停電が発生し、又は発生のおそれがある場合において、給電業務のために電気自動車及び充電スタンドが必要なときは、電気自動車の貸与等の協力要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により、タイムズ24及びタイムズモビリティに対して、協力を要請するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、要請書により協力を要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができるものとする。この場合において、市は、タイムズ24及びタイムズモビリティに対して、後日要請書を送付するものとする。
- 3 タイムズ24及びタイムズモビリティは、市より前2項による要請を受けたときは、当該要請に可能な限り、協力するものとする。

（電気自動車等の貸与）

第3条 タイムズ24及びタイムズモビリティは、前条に基づく協力の内容として、電気自動車及び可搬型EVパワーコンディショナーを市に無償で貸与し、給電業務のために電気自動車及び可搬型EVパワーコンディショナーを使用させるものとする。

- 2 貸与開始日は、タイムズモビリティが、電気自動車の予約状況等を考慮して指定するものとし、貸与期間は最大3日間とする。ただし、貸与期間終了後において市が必要と認める場合は、タイムズ24及びタイムズモビリティと協議の上、貸与期間を延長できるものとする。
- 3 貸与後、電気自動車の残電力量の不足により給電業務の遂行ができなくなった場合、市は、貸与を受けた電気自動車を充電することで、期間中継続的に給電業務を行えるものとする。
- 4 市は、第2項に規定する貸与期間終了後、この旨をタイムズ24に報告し、遅滞なく、電気自動車をタイムズモビリティに返還するものとする。
- 5 タイムズモビリティが所有する電気自動車の鍵及びタイムズ24が所有する可搬型EVパワーコンディショナーは、あらかじめ市に貸与し、市が善良なる管理者の注意をもって

適切な場所で保管するものとし、第1条に定める目的以外で使用してはならないものとする。

- 6 市は貸与された電気自動車及び充電スタンドを市の職員以外は使用させないものとし、給電業務のために電気自動車を移動させた際は、市の責任において、所定の位置に戻すものとする。

(充電スタンドの使用許諾)

第4条 タイムズモビリティは、市に対して、充電スタンドを、前条の規定により電気自動車を貸与する期間は無償で使用することを許諾する。

(使用上の留意事項)

第5条 市は、貸与を受けた電気自動車及び使用の許諾を受けた充電スタンドを次のとおり使用するものとする。

- (1) タイムズ24及びタイムズモビリティが定める使用条件を守り、安全な場所及び方法で使用する。
- (2) 電気自動車又は充電スタンドが故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合は、タイムズ24に速やかに連絡し、対応を協議する。

(賠償)

第6条 市は、市の責めに帰すべき事由により、貸与を受けた電気自動車又は使用の許諾を受けた充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、タイムズ24及びタイムズモビリティに対しその損害を賠償する。

(免責)

第7条 市は、第3条に基づきタイムズモビリティが貸与する電気自動車は、市に貸与する時点で満充電でない場合があることをあらかじめ承諾する。

- 2 市は、第3条第2項に基づきタイムズモビリティが貸与開始日を指定した場合であっても、電気自動車及び充電スタンドの貸与を保証するものではなく、天災、事故、故障、システム障害、電気通信事業における通信障害、その他事由により貸与開始日に貸与できない又は貸与した電気自動車及び充電スタンドが使用できない場合があることをあらかじめ承諾する。

- 3 前2項に該当する場合であっても、タイムズ24及びタイムズモビリティは市に対し、代替手段を提供する義務及び市に生じる損害に対し賠償責任を負わないものとする。

(連絡調整)

第8条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、市及びタイムズ24が指定する次の者が行うものとする。

- (1) 市の指定する者 狛江市総務部総務課長
- (2) タイムズ24の指定する者 タイムズ24株式会社 東京西支店支店長

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、契約書第4条に規定する貸付期間と同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、

市、タイムズ24及びタイムズモビリティで協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、市、タイムズ24及びタイムズモビリティが記名押印の上、各者1通を保有する。

令和2年7月1日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

東京都品川区西五反田2丁目20番4号
タイムズ24株式会社
代表取締役社長 西川 光一

東京都品川区西五反田2丁目20番4号
タイムズモビリティ株式会社
代表取締役社長 川上 紀文